

1.商品名	・インターネット支店専用総合口座
2.取引内容	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座として、次のお取引ができます。 ①普通預金のお取引 ②定期預金のお取引 ※定期預金は1口1万円以上からお預け入れていただけます。 ③上記②の定期預金を担保とする当座貸越のお取引 ・なお、普通預金単独でのご利用もできます。
3.ご利用いただける方	・日本国籍および日本国内に住所を有している、かつ居住地国が日本のみの満20歳以上の個人のお客さま
4.通帳	・通帳・証書の発行はいたしません。
5.届出印	・届出印は必要ありません。
6.預金取引	・普通預金・定期預金のお取引につきましては、各預金の商品概要説明書をご参照ください。
7.当座貸越取引	<ul style="list-style-type: none"> ・普通預金の残高を超えて払い戻しのご請求または各種料金等の口座振替のご請求があった場合、総合口座の定期預金等を担保に不足額を当座貸越として自動的にご融資いたします。
当座貸越取引の担保	<ul style="list-style-type: none"> ・定期預金 自由金利型定期預金(M型)「スーパー定期」
貸越極度額	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座の定期預金等の合計額の90%(千円未満切り捨て)または300万円のうちいずれか少ない金額とします。
貸越金利	<ul style="list-style-type: none"> ・担保となる定期預金の約定金利に年0.5%を加えた金利となります。
担保設定順位	<ul style="list-style-type: none"> ・約定金利の低い定期預金から順に担保とします。
貸越利息のお支払い時期・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年2月と8月の福井銀行所定の日には普通預金から引落しまたは貸越元金に組み入れます。 ・担保となる定期預金の残高がゼロとなった場合は、その時点で貸越利息全額をお支払いいただきます。
貸越利息の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割りによる計算(円未満切り捨て)

貸越元金のご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・普通預金に受け入れまたは振り込まれた資金は自動的に当座貸越の返済に充当します。 ・貸越金利の高い順から返済に充当します。 ・担保となる定期預金の残高がゼロとなった場合は、その時点で貸越元金全額をお支払いいただきます。
8.預金保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の対象商品です。福井銀行へお預け入れの預金について、1預金者あたり元本合計1,000万円(決済用預金に該当する預金を除く)までとのお利息が保護されます。
9.福井銀行が契約している指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772
10.その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・未成年者の総合口座定期預金の受入れはできません。 ・ジュラチック王国支店では決済用普通預金・納税準備預金・貯蓄預金・納税預金はお申込みいただけません。

